

第 2 藥 事

1 薬事審議会

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器等法」という。）第3条、附属機関の設置に関する条例により設置され、薬事に関する重要な事務に関し、知事の諮問に応じ意見を答申している。

薬事審議会開催状況

開催年月日	開催場所	協議事項	出席委員数
R2. 1. 24	福岡県庁 特9会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」の改正について ・医療・福祉機器関連産業振興事業の進捗状況について ・薬物再乱用対策推進事業について 	12名

2 薬事許可事務

- (1) 医薬品医療機器等法第4条、第24条、第26条、第30条、第34条、第39条及び第40条の5の規定に基づく許可を行う。

- ① 令和元年度薬局、医薬品販売業等許可申請件数

区分	薬局	医薬品販売業							高度管理 医療機器 等販売業 ・貸与業	再生医療 等製品 販売業	合計
		店舗 販売業	薬種商 販売業	卸売 販売業	特例 販売業	新配置 販売業	既存配置 販売業	小計			
新規	43	47	-	35	-	6	0	131	75	0	206
更新	128	29	0	50	0	1	10	218	77	0	295

- ② 登録販売者試験（過去5年分）

試験期日	出願者数	受験者数	合格者（合格率）
H27. 11. 29	3, 156 名	2, 538 名	1, 063 名 (41. 9%)
H28. 12. 18	3, 498 名	2, 780 名	1, 512 名 (54. 4%)
H29. 12. 17	4, 701 名	3, 652 名	1, 222 名 (33. 5%)
H30. 12. 9	5, 673 名	4, 425 名	2, 330 名 (52. 7%)
R1. 12. 8	5, 752 名	4, 459 名	1, 970 名 (44. 2%)

③ 令和元年度末薬局、医薬品販売業等件数

種別 保健所名	薬局	医薬品販売業							高度管理 医療機器 等販売業 ・貸与業	再生医療 等製 品 販 売 業	合計	(参考) 新配置 従事者	(参考) 既存配置 従事者
		店 舗 販売業	薬種商 販売業	卸 売 販売業	特 例 販売業	新配置 販売業	既存配置 販 売 業	小計					
筑 紫	204	79	0	24	0	5	8	116	236	0	556	31	12
粕 屋	123	67	0	37	1	0	1	106	139	1	369	12	8
糸 島	52	25	0	3	0	1	0	29	35	0	116	7	2
宗像・遠賀	127	54	0	6	2	0	1	63	99	0	289	12	8
嘉穂・鞍手	157	72	1	27	1	0	4	105	141	3	406	6	7
田 川	74	34	2	4	0	0	1	41	63	0	178	2	2
北 筑 後	108	44	1	8	0	1	2	56	73	0	237	6	8
南 筑 後	171	62	1	31	3	7	3	107	89	2	369	21	8
京 築	105	37	1	12	1	0	2	53	70	1	229	13	8
小 計	1,121	474	6	152	8	14	22	676	945	7	2,749	110	63
北九州市	637	222	0	123	1	8	9	363	603	12	1,615	55	17
福岡市	878	384	0	279	3	7	16	689	1,377	16	2,960	57	30
大牟田市	67	32	0	13	0	1	0	46	65	4	182	11	1
久留米市	199	63	0	58	0	4	5	130	202	10	541	25	17
県 外	-	-	-	-	-	28	40	68	-	-	68	0	0
小 計	1,781	701	0	473	4	48	70	1,296	2,247	42	5,366	148	65
合 計	2,902	1,175	6	625	12	62	92	1,972	3,192	49	8,115	258	128

年度末許可業者数の推移

年 度	H27	H28	H29	H30	R1
販売業数	7,572	7,909	7,959	8,065	8,115

(2) 薬剤師法第2条、同法施行令第5条、第8条、第9条、第6条の規定に基づく申請について事務を行う。
薬剤師免許申請者数等

種別 年度	免許申請	名簿訂正	書換交付	再交付	登録消除
H27	343	265	263	26	9
H28	523	251	248	27	7
H29	391	227	225	30	4
H30	370	284	278	44	6
R1	427	308	298	24	4

3 福岡県薬事審議会規則

昭和36年8月1日
福岡県規則第72号

改正 昭和38年10月31日規則第72号
昭和50年8月25日規則第57号
昭和51年3月29日規則第20号
平成10年4月1日規則第19号
平成20年3月31日規則第38号

(趣旨)

第1条 この規則は、付属機関の設置に関する条例(昭和28年福岡県条例第39号)第3条の規定に基づき、福岡県薬事審議会(以下「審議会」という。)の位置、所掌事務、組織、委員その他の構成員及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(位置)

第2条 審議会は、保健医療介護部薬務課内に置く。(平10規則19・平20規則38・一部改正)

(所掌事務)

第3条 審議会は、知事の諮問に応じて次の各号に掲げる事項を調査審議し、意見を答申するものとする。

- (1) 薬事従事者の研修その他の資質の向上に関すること。
- (2) 薬事衛生思想の普及向上に関すること。
- (3) 医薬品等の取扱いの適正に関すること。
- (4) 医薬品等の広告の適正に関すること。
- (5) 農薬等毒物又は劇物による危害の防止に関すること。
- (6) 医薬品等の生産振興助成に関すること。
- (7) 医薬品等の流通に関すること。
- (8) その他の薬事に関すること。(昭38規則72・昭50規則57・一部改正)

(組織)

第4条 審議会は、委員13人で組織する。(昭51規則20・一部改正)

(委員)

第5条 委員は、次の各号に掲げる者の内から知事が任命し、又は委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者4人
- (2) 消費者4人
- (3) 薬事に関する業務に従事する者5人

2 前項各号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 知事は、委員が心身に故障があるため職務の遂行ができないとき、又は委員たるに適しない非行があると認められるときは、第2項の規定にかかわらず当該委員を解任し、又は解嘱することができる。(昭38規則72・昭51規則20・一部改正)

(会長)

第 6 条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ委員のうちから互選された者が、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決を行うことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決することによる。

(幹事)

第 8 条 審議会に幹事を置く。

- 2 幹事は、県の職員のうちから知事が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受け審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、保健医療介護部薬務課で処理する。（平 10 規則 19・平 20 規則 38・一部改正）

(補則)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の議を経て会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 38 年規則第 72 号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和 38 年 10 月 17 日から適用する。

附 則（昭和 50 年規則第 57 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 51 年規則第 20 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 10 年規則第 19 号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年規則第 38 号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

福岡県薬事審議会委員名簿

(五十音順)

(任期：平成31年3月4日～令和3年3月3日)

氏名	所属団体、役職名	備考
いわい しゅんじ 岩井 俊二	福岡県医薬品小売商業組合理事長	
おおど しげひろ 大戸 茂弘	九州大学副理事・大学院薬学研究院教授	会長
かしくま し のぶ 柏熊 志薫	弁護士	
かんざき さとこ 神崎 智子	公益財団法人福岡県女性財団常務理事	
くま ひろゆき 熊 弘幸	一般社団法人福岡県医薬品登録販売者協会会長	
たかき つたお 高木 傳	福岡県医薬品卸業協会会長	
たなか ひさや 田中 久也	福岡県議会議員	
てらさわ まさひさ 寺澤 正壽	公益社団法人福岡県医師会常任理事	
はら しゅうじ 原 周司	福岡大学薬学部教授	
はらぐち とおる 原口 亨	公益社団法人福岡県薬剤師会会長	
ふじき りみこ 藤木 利美子	福岡県地域婦人会連絡協議会委員	
まえだ みほ 前田 美穂	特定非営利活動法人消費者支援機構福岡 専門部会検討委員	
もりた けいこ 森田 桂子	公益社団法人福岡県製薬工業協会副会長	

4 薬と健康の週間

(1) 令和元年度福岡県「薬と健康の週間」実施要領

1 目的

「薬と健康の週間」は、医薬品や薬剤師等の専門家の役割に関する正しい知識を広く県民に普及啓発することにより、県民の保健衛生の維持向上に寄与することを目的とする。

2 実施期間

令和元年10月17日（木）から23日（水）まで

3 実施機関

福岡県、福岡県薬業団体連合会

4 実施事項

(1) 総論

上記1の目的を達成するため、関係機関との緊密な連携のもと、啓発活動を実施する。

(2) 福岡県保健医療介護部薬務課及び福岡県薬業団体連合会における実施事項

ア 「くすりと健康フェア2019」の開催

かかりつけ薬剤師・薬局を持つことによる利点及び薬剤師の職能等について県民の理解が深まるよう分かりやすく紹介するとともに、医薬品に関する正しい知識が広く県民に浸透するよう積極的に普及啓発を行う。

イ 啓発パネルの展示等

県庁ロビーにおいて、薬の正しい使い方等に関する啓発パネル等の展示を行う。

ウ 薬事功労者の表彰

本県において薬事関係業務に従事し、保健衛生の向上に特に顕著な功績のあった者及び薬業関係団体を表彰する。

(3) 保健福祉(環境)事務所及び薬局等における実施事項

ア 健康フェア等における啓発

市町村主催の健康フェア等に協力し、薬の正しい使い方等に関する啓発パネルの展示及び薬の相談コーナーの設置等により医薬品についての正しい知識を普及啓発する。

イ セミナー等の開催

市町村及び薬剤師会等の協力を得て、高齢者及びその介護者等を対象としてセミナー等を開催することにより、医薬品は、使用期間、用法、用量及び保管方法等を守り、使用上の注意を十分に理解して、正しく使用しなければならないことを普及啓発する。

(4) 各団体独自の実施事項

上記1を目的とした普及啓発事業を関係団体独自で行う。

(5) 各種広報紙及びマスコミ等の活用による啓発

県及び市町村の広報誌活用並びに報道機関への資料提供等により、本事業趣旨の普及徹底を図る。

(2) 実施状況

① 啓発広報事業

ア 市町村、関係団体等の広報誌の利用及び各種報道機関に対する協力と資料の提供を行うことにより、本運動の趣旨の普及を図った。

イ 「くすりと健康フェア2019」の開催

医薬品に対する正しい知識等を普及・啓発するため、「くすりと健康フェア2019」を実施した。

a 期日 令和元年10月22日（祝・火）

b 場所 ソラリアプラザ イベントスペース ゼファ（福岡市中央区）

② 福祉施設及び公益財団法人福岡県メディカルセンターに対する医薬品等の贈呈

令和元年度「薬と健康の週間」の事業の一環として、福岡県薬業団体連合会（公益社団法人福岡県医薬品配置協会）より県内の10の母子生活支援施設に対して医薬品を、公益財団法人福岡県メディカルセンターに対して寄付金をそれぞれ贈呈した。

③ 薬事功労者知事表彰

令和元年度「薬と健康の週間」の事業の一環として、福岡県において、薬事関係業務に従事し、保健衛生の向上に功績のあった方へ、福岡県薬事功労者知事表彰を実施した。

(3) 薬事功労者表彰

① 厚生労働大臣表彰

氏名	年齢	住所	備考
松田 亨	67	北九州市	元社団法人小倉薬剤師会会長
岡本 隆行	55	筑後市	公益社団法人福岡県製薬工業協会会長

② 年度別薬事功労者表彰者数

年度	27	28	29	30	R1
厚生労働大臣	2	2	2	2	2
知事	6	7	9	10	9

5 福岡県薬業団体連合会助成

薬事関係団体の資質向上を図るため、福岡県薬業団体連合会が実施する調査、研修等の事業費の一部を助成している。

令和元年度補助額 600,000 円

6 福岡県薬業団体連合会会則

第1章 総 則

(名称及び事務所)

第 1 条 この会は、福岡県薬業団体連合会（略称「福薬連」）と称し、事務所を福岡市内に置く。

(組織)

第 2 条 この会は、福岡県内の薬業関係団体をもって組織する。

(目的)

第 3 条 この会は、会員の協力のもと社会的責任の自覚に立って、薬業界の発展向上と相互連帯の強化を図り、もって国民の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この会は、前条の目的を果たすため次の事業を行う。

- (1) 薬業界の相互連絡と情報交換に関すること。
- (2) 講習会、研究会等の開催
- (3) 県民に対する薬業知識の普及宣伝
- (4) 会員の福祉に関すること
- (5) 優良施設、職員ならびに功労者等の表彰
- (6) その他、この会の目的達成に必要な事業

第2章 役 員

(役員)

第 5 条 この会に、次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
専務理事	1名
理事	若干名（会長及び副会長を含む）
監事	2名

(役員を選出)

第 6 条 会長及び副会長は、理事会の推薦または理事の互選により選出する。

2 専務理事は、理事の中より会長が指名する。

3 理事は、各団体がそれぞれ当該団体の役員または相当職にある者の内から推薦した者をもってあてる。

4 監事は、理事会の推薦により選出する。

(職務及び権限)

第 7 条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときまたは欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代理する。

3 専務理事は、会長の命を受け会務を処理する。

4 理事は、会務の執行を決定する。

5 監事は、この会の会務及び決算を監査する。

(任期)

第 8 条 役員は、2年とする。但し補欠役員は前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任した場合または任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(顧問、参与)

第 9 条 この会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事会の推薦により、会長がこれを委嘱する。

第3章 会 議

(会議)

第 10 条 この会に理事会を置く。

(理事会)

第 11 条 理事会は、会長、副会長及び理事で構成し、必要に応じ会長が召集する。

- 1 事業計画及び年度収支予算の決定。
- 2 事業報告及び決算の承認。
- 3 会務の執行に関する事項。

(定員数)

第 12 条 理事会は理事の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 13 条 議事は出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第4章 会 計

(経費の支弁)

第 14 条 この会の経費は、会費及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第 15 条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

第5章 雑 則

(事務局)

第 16 条 この会の事務を行うため、事務局を福岡県薬剤師会館内に置く。

(雑則)

第 17 条 前各条に定めるものを除くほか、この会則の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て会長が定める。

附 則

この規則は、昭和50年3月18日から施行する。

7 福岡県薬業団体連合会

(令和2年6月現在)

団体名	代表者	郵便番号	連絡先	電話 FAX
公益社団法人福岡県薬剤師会 (福薬連事務局)	会長 原口 亨	812-0018	福岡市博多区住吉2-20-15	092-271-3791 092-281-4104
一般社団法人福岡県医薬品登録販売者協会	会長 熊 弘幸	812-0013	福岡市博多区博多駅東3-5-16 神山ビル303	092-411-0311 092-411-0350
福岡県医薬品小売商業組合	理事長 岩井 俊二	812-0018	福岡市博多区住吉2-20-15 公益社団法人福岡県薬剤師会館3F	092-262-1193 092-282-5177
筑紫二十日会	担当常任幹事 小坂 尚之	103-8411	東京都中央区日本橋本町2-5-1 アステラス製薬株式会社 九州エリア統括 部長	03-3244-6737 03-3244-3241
福岡県医薬品卸業協会	会長 高木 傳	813-8555	福岡市東区香椎浜ふ頭2-5-1 (株)アトル	092-665-7211 092-665-7200
公益社団法人福岡県製薬工業協会	会長 岡本 隆行	833-0055	筑後市熊野994-1	0942-54-1472 0942-54-1643
福岡家庭薬会	会長 田井 顕治	812-0013	福岡市博多区駅東2-5-1 アーバンネット博多ビル2F ロート製薬株式会社	092-418-1308 092-418-1367
福岡県試薬協会	会長 徳重 寛行	812-0061	福岡市東区菅松3-7-7 徳重化学(株)	092-621-0088 092-611-2611
福岡県歯科用品商組合	理事長 堤 一広	812-0028	福岡市博多区須崎町4-23	092-283-7005 092-283-7006
公益社団法人福岡県医薬品配置協会	会長 下坂 隆雄	812-0016	福岡市博多区博多駅南4-7-18-302	092-451-2303 092-451-2325
福岡県ジェネリック医薬品販社協会	会長 江口 寛一	802-0836	北九州市小倉南区石田南2-1-1 西部沢井薬品(株)	093-964-1834 093-961-8710

8 公益法人の状況

名称等	設立許可年月日	代表者名	目的
公益社団法人 福岡県薬剤師会 〒812-0018 福岡市博多区住吉2-20-15 TEL 092-271-3791	平成25年4月1日	原口 亨	薬剤師の倫理の高揚及び学術の振興を図り、薬学及び薬業の進歩発達を図ることにより、福岡県民の健康な生活の確保・向上に寄与する。
公益社団法人 八幡薬剤師会 〒805-0059 北九州市八幡東区尾倉2-6-22 TEL 093-661-1166	平成25年4月1日	星野 正俊	薬学及び薬業の進歩発展を図ることにより、薬剤師が医薬品の供給その他薬事衛生をつかさどることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって地域住民の健康な生活の確保・向上に寄与する。
一般社団法人 若松薬剤師会 〒808-0024 北九州市若松区浜町2-11-16 TEL 093-771-2081	平成25年4月1日	石井 裕太	薬剤師の倫理の高揚及び学術の振興を図り、薬学及び薬業の進歩発達を図ることにより、地域住民の健康な生活の確保・向上に寄与する。
公益社団法人 福岡県製薬工業協会 〒833-0055 筑後市熊野994-1 TEL 0942-54-1472	平成24年4月1日	岡本 隆行	公衆の厚生福祉の増進に寄与するため、会員及び、医薬品等の製造管理及び品質管理に係る従事者の倫理的学術的水準を高め、薬学及び薬業の進歩発達を図る。
公益社団法人 北九州市薬剤師会 〒805-0041 北九州市八幡東区祝町2-13-26 TEL 093-651-2255	平成24年4月1日	小野 春夫	地域薬剤師会との連携のもと、公衆衛生の向上と福祉の増進に寄与するため、薬剤師の倫理的及び学術的水準の向上と薬学薬業の進歩発達を図る。
公益財団法人 北九州生活科学センター 〒804-0003 北九州市戸畑区中原新町1-4 TEL 093-881-8282	平成24年4月1日	池田 光政	保健衛生及び環境に関する検査、調査、研究、啓発及び相談等を行うことにより、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与する。
一般社団法人 福岡市薬剤師会 〒810-0021 福岡市中央区今泉1-1-1 TEL 092-714-4416	平成25年4月1日	田中 泰三	薬剤師の倫理の高揚及び学術の振興を図り、薬学及び薬業の進歩発達を図ることにより、福岡市民の健康な生活の確保・向上に寄与する。
一般社団法人 飯塚薬剤師会 〒820-0031 飯塚市西徳前398-1 TEL 0948-24-4426	平成25年4月1日	高山 幸蔵	薬剤師の倫理の高揚及び学術の振興を図り、薬学及び薬業の進歩発達を図ることにより、地域住民の健康な生活の確保・向上に寄与する。
一般社団法人 久留米三井薬剤師会 〒830-0018 久留米市通町6-4 TEL 0942-36-7790	平成25年4月1日	満安 徹也	薬剤師の倫理の高揚及び学術の振興を図り、薬学及び薬業の進歩発達を図ることにより、地域住民の健康な生活の確保・向上に寄与する。
一般社団法人 福岡県医薬品登録販売者協会 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東3-5-16 神山ビル303 TEL 092-411-0311	平成26年4月1日	熊 弘幸	会員の倫理及び職能の水準を高め、薬業の進歩発達を図るとともに、地域住民に対する薬事知識の普及啓発を通じて公衆衛生の向上に寄与する。

名称等	設立許可年月日	代表者名	目的
一般財団法人 福岡スモン基金 〒810-0041 福岡市中央区大名2-2-41-510号 TEL 092-751-4097	平成25年4月1日	甲野 範之	スモン等薬害による被害者救済事業、その他薬害等の関連事業を行い、スモンその他の薬害による被害者に関する恒久対策の確立を図り、もって社会福祉の向上に寄与する。
一般社団法人 小倉薬剤師会 〒802-0801 北九州市小倉南区富士見2-8-20 TEL 093-941-3518	平成25年4月1日	平川 剛	薬剤師の倫理的及び学術的水準を高め、薬学及び薬業の進歩発展と地域社会に対する薬剤の適正使用を図るための事業等を通じて、薬事衛生、公衆衛生及び福祉の向上を図り、医薬品の安定供給により地域住民の健全な生活環境の維持に寄与する。
一般社団法人 田川薬剤師会 〒827-0002 田川郡川崎町池尻607-1 TEL 0947-42-8883	平成25年4月1日	松本 栄一郎	薬剤師の倫理の高揚及び学術の振興を図り、薬学及び薬業の進歩発達を図ることにより、地域住民の健康な生活の確保・向上に寄与する。
公益社団法人 福岡県医薬品配置協会 〒812-0016 福岡市博多区博多駅南4-7-18-302号 TEL 092-451-2303	平成23年4月1日	下坂 隆雄	配置薬制度を通じて県民の保健衛生の向上に寄与し、会員の職能的水準を高め、もって地域社会に貢献する。
一般社団法人 直方鞍手薬剤師会 〒822-0015 直方市古町8-12 TEL 0949-29-7055	平成25年4月1日	因間 司	薬剤師の倫理の高揚及び学術の振興を図り、薬学及び薬業の進歩発達を図ることにより、地域住民の健康な生活の確保・向上に寄与する。
一般社団法人 八女筑後薬剤師会 〒833-0041 筑後市大字和泉585-1 TEL 0942-54-1648	平成25年4月1日	森 健司	薬剤師の倫理の高揚及び学術の振興を図り、薬学及び薬業の進歩発達を図ることにより、地域住民の健康な生活の確保・向上に寄与する。
一般社団法人 戸畑薬剤師会 〒804-0062 北九州市戸畑区浅生2丁目6番8号 TEL 093-882-5589	平成25年4月1日	安田 和義	薬剤師の倫理の高揚及び学術の振興を図り、薬学及び薬業の進歩発達を図ることにより、地域住民の健康な生活の確保・向上に寄与する。
一般社団法人 門司薬剤師会 〒800-0027 北九州市門司区黄金町2-24 第三マナーハウス202号 TEL 093-391-3361	平成25年4月1日	本間 司郎	薬剤師の倫理の高揚及び学術の振興を図り、薬学及び薬業の進歩発達を図ることにより、地域住民の健康な生活の確保・向上に寄与する。
一般社団法人 遠賀・中間薬剤師会 〒811-4342 遠賀郡遠賀町大字尾崎1716番2 TEL 093-281-2221	平成25年4月1日	田中 孝一	薬剤師法第1章第1条に基づいて調剤、医薬品の供給その他薬事衛生をつかさどることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保する。
一般社団法人 宗像薬剤師会 〒811-3431 宗像市田熊5-5-1 TEL 0940-36-7770	平成25年4月1日	井野 博文	薬剤師の倫理の高揚及び学術の振興を図り、薬学及び薬業の進歩発達を図ることにより、地域住民の健康な生活の確保・向上に寄与する。